

桜井市消防団弔慰内規

(主 旨)

第1条 本内規は、消防団員及びその家族で次に掲げる者が死亡し、葬儀執行の日時が確定し、消防団事務局に通知のあったものに限り儀礼をつくす目的を達成するため、次の要領により弔慰を表すものとする。

- (1) 本 人
- (2) 配偶者
- (3) 同居の父母（市内で別居の父母の場合は同居に準ずる）
- (4) 同居の子

(会葬等)

第2条 葬儀への参列については、次の区分による。

(団員本人を基準に1親等)

対象 役員名	全団員	機動部・部				団本部				女性部			
	本人 (公務災害)	本人	配偶者	父母	子	本人	配偶者	父母	子	本人	配偶者	父母	子
団長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
副団長	○	△				○	○	○	○	○			
分団長	○					○							

注1 ○印は参列、△印は担当副団長が参列

注2 公務災害、団本部（本人）の場合は、通夜に団本部が参列

(弔慰金等)

第3条 弔慰を表すため、弔慰金及び板櫓を贈るものとする。

2 弔慰金については次の通りとする。

(1) 消防団長としての弔慰金

ア 第1条で掲げるものが死亡した場合、消防団長として5,000円

イ 弔慰金の表記は「桜井市消防団 団長 団長名」とする。

(2) 桜井市消防団副団長、分団長としての弔慰金

ア 公務災害、本人の場合、桜井市消防団副団長、分団長として15,000円。

イ 弔慰金の表記は「桜井市消防団副団長・分団長一同」とする。

3 板柶については次の通りとする。

(1) 桜井市消防団としての板柶

ア 公務災害、本人死亡の場合、板柶を贈る。

イ 板柶の表記は「桜井市消防団」とする。

ウ 板柶料は実費とする。

(2) その他

ア 機動部にあっては、板柶を贈る場合、「桜井市消防団〇〇分団」と表記する。

イ 機動部以外の部にあっては、板柶を贈る場合、「桜井市消防団〇〇分団〇〇部」と表記する。

(分団旗の会葬)

第4条 上記葬儀に際しては、当該分団（部）長が担当して分団旗を会葬させることができる。

(精 算)

第5条 弔慰金、板柶料は、年度2回（9月末、3月末）に精算し分団長会議において徴収するものとする。

2 弔慰金、板柶料の精算は各副団長、各分団長で割り当て精算とする。

(弔慰金の準備)

第6条 弔慰金、板柶料は、消防団事務局で一括立替準備する。

(服装等)

第7条 通夜、葬儀への参列時の服装については、次の区分による。ただし気候等を勘案し、団長の決定に基づいて変更することは妨げない。

団 長 副団長 分団長	6月～9月 ※1	制夏服
	10月～5月	冬制服

※1 6月及び9月の服装にあっては、別に定める。

(その他)

第8条 本内規に定められた以外の団員の同居家族の葬儀に関して、各所属分団（部）長の決定に基づいて各所属分団（部）員がこれに参列することは妨げない。

(協 議)

第9条 この内規に定める外、特に必要ある場合は、団長、副団長で協議し決定するものとする。

附 則

本内規は、平成2年7月1日から施行する。

本内規は、平成17年5月13日から施行する。

本内規は、平成23年8月1日から施行する。

本内規は、平成26年4月1日から施行する。

本内規は、令和7年5月9日から施行する。